



# あすぴあ通信

2012.3  
27号

あすぴあで今年1月と3月に開催された、「市民活動パワーアップ講座」の様子をお伝えします。

## 第4回 市民活動パワーアップ講座

### 知って得する NPO法人税務

開催しました

1月21日（土）14：00～16：00

あすぴあ会議室（元気村おがわ東2階）



講師は税理士の脇坂誠也さん…

講師は、NPOの税務や会計事務についての第一人者で、各所で講演をされ、多くの著書もあります。また、「NPO会計道」というブログを開設されています。

まずは最初は法人税から、NPO法でいう「その他事業」と法人税法でいう「収益事業」は違うものなのですよというところが第一歩、収益事業をやっていない場合は法人税の対象になりませんが、やっている場合の申告方法の説明が行われました。次に源泉所得税のお話、従業員給与や講師講演料などが対象になりますが、有償ボランティア報酬はたいてい給与に該当するとか、臨時アルバイトは一定金額以下なら源泉徴収は不要とか、細部にわたった説明も聞けました。さらに、終了後も残って講師に具体的なケースの質問をする熱心な受講者も見受けられました。

非常に盛りだくさんの内容であり、ペースも速かったため、その日のうちに充分理解できたとは言えない部分もあったようですが、詳細な配布資料があり、また、参考図書の紹介もあったので、納得のいく講座となったと思われます。

参加者は、NPO法人の関係者が多く、NPO法人の代表や会計担当の方たちの日々の実務に役立つ講義内容でした。改正NPO法や寄付減税の話もあり、今後の示唆にとんだ講座となりました。

発行：小平市民活動支援センター あすぴあ

1面：市民活動パワーアップ講座 報告

2～3面：小平市内の市民活動団体の紹介  
市民活動支援公募事業

4面：あすぴあ関連情報

## 第5回 市民活動パワーアップ講座

### ここが知りたい 個人情報保護

開催しました

3月3日（土）14：00～16：00

あすぴあ会議室  
(元気村おがわ東2階)



東京都や新宿区の個人情報保護の講座でも講師をなさった、若手弁護士の鈴木里佳さんをお招きしました。

個人情報保護制度の内容とこれまで各地の講座に出された質問、さらに今回事前に受講者から出されていた質問についてプロジェクトを使って詳しく説明されました。

個人情報保護法の定める個人情報保護の規律はNPO、自治会、PTA等小規模な団体の場合は直接適用されるわけではありませんが、その場合でも、法の趣旨に沿って個人情報を保護することが求められています。

個人情報を利用するのに一番良いのは、事前にかつ広範囲の利用を想定して同意を取っておくことのようです。また、オプトアウト手続といって、事前に各人の同意は取らず、異議が出された場合は取り消す旨周知しておく方式もあるとのことです。

質疑の後、何人かの受講者が、会員間の円滑な情報交換と個人情報保護のはざまで種々苦労していることや単に住所氏名程度の個人情報を会員間で知らせることまで忌避する風潮を嘆くなどそれぞれの思いを語り、幕を閉じました。ある受講者は、結構難しい制度の説明に大勢の受講者が集まるとは思わなかったと、個人情報を守りつつ活動に生かすにはどうすればよいかということについての市民の関心の高さに驚いていました。